

旭山動物園 Web 広告掲載等業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加者を募集します。

令和3年5月15日

旭川市長 西川 将人

1 契約担当部局

〒078-8205 旭川市東旭川町倉沼11番地の18

旭川市経済部旭山動物園

電話 0166-36-1104

FAX 0166-36-1406

e-mail zookoho@city.asahikawa.lg.jp

2 業務の概要

(1) 業務名 旭山動物園 Web 広告掲載等業務

(2) 業務内容 旭川市旭山動物園のより効果的な広報手法の導入を目指し、これまでの紙媒体広告から Web 媒体広告化及び、今後における広報戦略の構築に役立てることを目的として、Web 広告の制作と掲載、Web 広告の視聴実績を分析・検証し今後における広報展開の提案及び、業務完了に伴う報告書等の提出を行う。

(3) 履行期間 契約締結日（令和3年7月上旬）から令和3年10月31日まで

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

(1) 国や地方自治体及びそれらに付随する団体の Web 広告を掲載した実績があること。

(2) 市町村税（東京23区は都税）、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は暴排条例第7条に規定する暴力団関係者若しくは暴排条例第12条に規定する行為をしていると認められる者でないこと。

(5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそれら団体に属するものではないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225条）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(7) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

4 実施要領等の交付期間及び方法

旭山動物園 Web 広告掲載等業務に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和3年5月15日（土）から令和3年6月4日（金）までの午前9時から午後5時まで

(2) 交付方法

1の場所で交付するほか、旭山動物園ホームページからのダウンロードにより交付する。

ホームページ URL <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/asahiyamazoo/>

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- ア 提出期限 令和3年6月4日（金）午後5時
- イ 提出場所 1に同じ。
- ウ 提出方法 持参又は郵送とする。

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

- ア 提出期限 令和3年6月18日（金）午後5時
- イ 提出場所 1に同じ。
- ウ 提出方法 持参又は郵送とする。

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 受託候補者の特定

旭山動物園 Web 広告掲載等業務プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて受託候補者を特定する。

8 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- (3) 参加表明及び企画提案等本プロポーザルに係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返還しない。
- (5) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (6) 詳細は実施要領等による。